

府中市が発注する建設工事に参加する者に必要な資格に係る
主観的事項に係る点数の算出方法について

平成 26 年 11 月 4 日改正

平成 28 年 10 月 1 日改正

平成 30 年 10 月 1 日改正

令和 2 年 10 月 1 日改正

- 1 建設工事等入札参加資格審査事務処理要領（平成 14 年 12 月 1 日制定）第 6 条第 1 項第 2 号に規定する主観数値の算出は、次に定める方法によるものとする。

主観数値 = 工事成績平均数値（ α ）+ 指名除外数値（ β ）+ その他数値

※その他数値～建設業労働災害防止協会への加入、エコアクション 21 の認証又は ISO14005 の取得の有無、土木施工 CPDS 学習単位数、障害者雇用の状況、次世代育成支援への貢献状況、地域防災活動への貢献状況など、

- (1) 市が発注した建設工事の完成工事成績

新規認定年度直前の 12 月末までの 2 年間に、しゅん工検査に合格し市が発注した建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事のしゅん工検査の総評点（以下「工事成績点」という。）。
なお、特定建設企業体を受注した工事については、当該工事全体の請負金額を各構成員の当該工事に係る出資比率により按分した金額を算定に使用するものとする。

【工事成績平均数値 α の算出方法】

$$\alpha = \left[\frac{A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2 + \dots + A_n \times B_n}{B_1 + B_2 + \dots + B_n} \right] \times 3$$

※ α の数値については、小数点第 1 位を四捨五入処理する。

※計算に用いる各記号の定義は次のとおりとし、審査する工事の種類ごとに当該工事の種類が一致するデータを用いて算出する。

計算に用いる各記号の定義

A：各工事の工事成績点－65

B：各工事の最終契約金額補正係数

最終契約金額区分	補正係数
300万円以上500万円未満	1
500万円以上1000万円未満	2
1000万円以上5000万円未満	3
5000万円以上2億円未満	4
2億円以上	5

(2) 市の指名除外の状況

新規認定年度直前の12月末までの2年間に、府中市建設業者等指名除外要綱（平成13年7月1日制定）第2条第1項の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数の合計値（以下「指名除外月数」という。）ただし、府中市建設業者等指名除外要綱別表18に基づく指名除外期間は含めない。

【指名除外数値】

$$\beta = \text{指名除外月数} \times (-8)$$

【その他数値の配点】

(3) 建設業労働災害防止協会に加入している場合

2点

(4) エコアクション21の認証又はISO14005を取得している場合

2点

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（「以下「障害者」という。」）を雇用する義務のある者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和34年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した場合、又は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している場合

2点

(6) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されていること

2点

(7) 広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されていること

2点

(8) 広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体として認定を受けていること
（情報収集活動を行う者に限る。）

2点

(9) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けていること

2点

(10) 県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき消防団協力事業所に認定されていること

2点

- (11) 犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力事業主として広島保護観察所に登録されていること又は公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う、暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されていること

2点

- (12) 土木施工 CPDS 学習単位数（前年度及び前々年度）～企業毎に合計した学習単位数又は学習時間数を次の表に当てはめて配点する。

※前年度及び前々年度…令和2年11月に申請する場合、平成30.4.1～令和2.3.31

学習単位（時間）数	配点	適用業種
		土木施工 CPDS
80以上	10	土木一式工事、舗装工事、水道施設工事
60以上80未満	8	
40以上60未満	6	
20以上40未満	4	
1以上20未満	2	

- (13) 平成31・32年度災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和3・4年度災害時応急対策活動等に関する基本協定の締結を希望する場合

4点